

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証（被保険者証）を一斉更新します

保険証が新しくなります

有効期限が1年間になり、毎年更新することになりました。

現在ご使用の保険証の有効期限が平成25年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できません。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの黄色の保険証を破棄し、**ピンク色の保険証**をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限
平成26年7月31日まで
- 紛失したときや汚れたとき
再交付しますので役場窓口
までお申し出ください。

新しい保険証はピンク色です

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）更新のお知らせ

現在ご使用の減額認定証が平成25年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できません。有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中旬に保険証とともに減額認定証を交付しますので、お持ちのオレンジ色の減額認定証を破棄し、**8月1日から新しい水色の減額認定証**をご使用ください。

新たに必要となる方は、右表の交付要件に該当することをご確認のうえ、役場窓口へ申請してください。

減額認定証の交付対象区分表	
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	区分Ⅰに該当しない方

新しい減額認定証は水色です

医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、今回の発行は、9月です。(平成25年1月～6月の医療費を対象)

新たに医療費通知の発行を希望される方は、北海道後期高齢者医療広域連合または役場健康福祉課へご連絡ください(お電話の連絡だけで手続きができます)。

- すでに発行希望のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、ご連絡の必要はありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりにすることはできません。

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
(〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館)
役場健康福祉課国保・介護グループ ☎⑤4555